

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯を支援するため、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。(2つの給付金は重複して受給できません。)

臨時福祉給付金

○支給対象者

(次の要件をすべて満たす人)

- 1 平成26年1月1日に米原市に住民登録がある人
- 2 平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市民税(均等割)が課税されている親族などに扶養されている人は対象外です。
- 3 生活保護を受けていない人
※給付金の支給決定までに死亡した人は対象となりません。

○支給額

1人につき1万円

※高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当等の受給者は1人につき5千円が加算されます。

子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者

(次の要件をすべて満たす人)

- 1 平成26年1月1日に米原市に住民登録がある人
- 2 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している人
- 3 平成25年分の所得が、児童手当の所制限限度額未満である人

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童

※ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童、給付金の支給決定までに死亡した児童は対象となりません。

○支給額

対象児童1人につき1万円

申請手続きの流れ

① 申請書の送付

7月中旬に、給付金の対象になると思われる人に申請書を送付します。

② 受付

7月15日(火)から申請書の受付を開始します。申請書は、郵送または窓口へ提出してください。

郵送

・ 必要事項を記入した申請書と必要書類を、同封の返信用封筒に入れてポストへ投函してください。

窓口

次の窓口へ申請してください。

- ・ 各庁舎自治振興課、各行政サービスセンター
- ・ 市 社会福祉課 (山東庁舎) : 臨時福祉給付金
- ・ 市 子育て支援課 (山東庁舎) : 子育て世帯臨時特例給付金

③ 支給決定通知の送付

審査の結果、給付金の対象となる人には支給決定通知を送付します。給付金の対象とならない人には、不支給決定通知を送付します。

④ 給付金の振り込み

申請書に記載された指定口座に振り込みます。

申請期間

7月15日(火) ~ 12月26日(金)

対象者診断チャート

